★ JOHOKU SHINKIN BANK

各位

城北信用金庫 平成27年7月31日 No. 27-011

知的財産を活用した企業支援に取り組んでいます!

城北信用金庫(本店:東京都荒川区 理事長:大前孝太郎)では、特許庁の「知財 ビジネス評価書作成支援事業」を活用し、お取引先企業の支援に取り組んでおります のでお知らせいたします。

記

〇平成27年7月、当金庫お取引先2先の知財ビジネスが、特許庁の「知財ビジネス 評価書作成支援事業」に採択されました。

概要:電子部品製造業・幼児用玩具製造業の2社。いずれも特許やノウハウといった知的財産 を活用したビジネスに取り組んでいらっしゃいます。

- ○「知財ビジネス評価書作成支援事業」は、金融機関の申請に基づき、特許庁から委託を受けた専門会社が、中小企業が保有する知的財産(特許・商標等)とそれを活用したビジネス全体を評価し「知財ビジネス評価書」を作成するものです。 当金庫が申請者となるため、お取引先には申請書作成にかかる事務負担はなく、評価書作成費用は特許庁が負担するため、金銭的な負担もありません。
- ○評価書には、お取引先が保有する特許等の優位性や、それを活用したビジネスの概要・将来性などがまとめられるため、<u>お取引先にとっては、知的財産の観点から自社の強みを把握できる</u>ほか、<u>販路開拓や新事業展開に際しての有力なツール</u>となります。
- ○また<u>当金庫にとりましても</u>、「知財ビジネス評価書」によりお取引先の成長可能性 を多面的に把握できるため、<u>より適切な事業性評価</u>と、それに基づく<u>成長支援・課</u> <u>題解決支援に活用</u>することが可能となります。
- ○当金庫では、課題解決支援の専担部署のひとつとして「営業推進部お客さまサポートグループ」を設置しておりますが、本件は、同グループが取引店と連携して「知財ビジネス評価書作成支援事業」のご提案を行い、継続的にフォローした結果、採択となったものです。
- ○当金庫では今後とも、取引店、本部専担部署、外部専門家・支援機関の連携にもと づく企業支援・地域活性化支援に力を入れてまいります。

以 上